

中部上北広域事業組合公告第8号

公立中部上北学校給食センター調理・配送業務について、公募型プロポーザル（企画提案）方式により、受注候補者の特定を行うため、参加者の募集について次のとおり公告する。

令和5年10月2日

中部上北広域事業組合
管理者 長久保 耕治

1 業務概要

(1) 業務名

公立中部上北学校給食センター調理・配送業務委託

(2) 業務内容

公立中部上北学校給食センター調理・配送業務委託仕様書に記載

(3) 選考方法

公募型プロポーザル方式

(4) 委託契約期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日

(5) 上限金額

490,738,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

2 参加資格

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての条件を満たすものとする。

- ①法人資格を有し、本業務を円滑に遂行することが出来るよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ②学校給食法のほか学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した業務が遂行出来ること。
- ③中部上北広域事業組合競争入札等参加資格者名簿の「学校給食業務」に登録されていること。
- ④製造物責任法（昭和6年法律第85号）に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入することが出来ること。
- ⑤契約締結時点で履行保証人を確保出来ること。

- ⑥現在若しくは、業務開始までに青森県内に本店、支店または営業所を設置していること。
- ⑦学校給食業務の実績を有すること。

(2) 応募者の制限

次に該当する者は、参加出来ないものとする。

- ①国税及び地方税を滞納している者。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当する者。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者。また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者。
- ④破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続き開始の申し立てがなされている者。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が、法人の役員又はこれらに準ずる地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している者。
- ⑥過去3年以内で東北6県において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく、営業処分を受けた者。
- ⑦中部上北広域事業組合から指名停止措置を受けている者。

3 手続き等

(1) 担当課

〒039-2744 上北郡七戸町字塚長根11-11
公立中部上北学校給食センター (担当) 沼尾 裕美
電話：0176-68-2211 FAX：0176-68-4461
E-mail：kyushokul@chuubu-kamikyo.jp

(2) 事業者参加及び質問方法

「公立中部上北学校給食センター調理・配送業務委託に係るプロポーザル実施要項」に記載

(3) 実施要項等の書類の交付期間及び方法

- ①交付期間：公告の日から令和5年10月6日（金）午後4時
- ②交付方法：中部上北広域事業組合ホームページから必要に応じてダウンロード→アドレス chubu-syomu@bz01.plala.or.jp

(4) 参加証明書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ①提出期限：令和5年10月25日（水） 午後4時（必着）

- ②提出場所：3－（1）に同じ
- ③提出方法：持参又は郵送
- (5) 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法
 - ①提出期限：令和5年10月31日（火） 午後4時（必着）
 - ②提出場所：3－（1）に同じ
 - ③提出方法：持参又は郵送

4 失格事項

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要項等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しないで書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) その他（公立中部上北学校給食センター調理・配送業務委託に係るプロポーザル実施要項を確認すること）

5 企画提案の審査方法及び優先交渉権者の選定

「公立中部上北学校給食センター調理・配送業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき設置する審査会において、評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の優先交渉権者を選定する。

6 契約に関する基本事項

- (1) 契約の締結
優先交渉権者と本業務について協議を行い、内容について合意の上で見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。
- (2) 契約保証金
あり。
ただし、中部上北広域事業組合財務規則（平9年規則第5号・平20規則9号・一部改正）第157条の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 支払条件 原則として毎月の後払いとする。

7 その他

- (1) 本公告に示した内容については、プロポーザルへの参加に関する概要を示したものであることから、参加を希望する事業者は「公立中部上北学校給食センター調

理・配送業務委託に係るプロポーザル実施要項」を確認の上、本プロポーザルへ参加すること。

- (2) 提案書は、仕様書を踏まえ簡潔に記載すること。また、当組合にとって有益な独自の提案があれば追加すること。
- (3) その他の詳細については、本業務に関する実施要項等に記載したところによる。